

県営住宅の
「あたより」

NEW
みんなで協力

らいふ

明るい生活

発行所
茨城県県営住宅指定管理者
一般財団法人
茨城県住宅管理センター
〒310-0062
茨城県水戸市大町3-4-36
TEL 029(226)3355

●●収入申告(報告)書は提出しましたか?●●

収入申告(報告)書を提出していない場合には、平成23年4月から その住宅の最も高い額(※近傍同種家賃)で、家賃が決定されます。

※近傍同種家賃とは、近隣の民間住宅と同程度の家賃のことです。

まだ提出されていない方は、下記 問い合わせ先に直接ご相談ください。

●●平成23年度家賃の決定通知書の送付は2月上旬予定です●●

このたびの所得税法改正に伴い、公営住宅法においても、収入認定の根拠となる控除額の見直しが行われます。

これにより、例年12月に送付している「県営住宅収入認定兼家賃決定通知書」(平成23年4月からの家賃)の送付は、平成23年2月上旬頃になりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

<改正内容>

※ 所得税法改正により、上乗せ控除の対象から除かれることとなる年齢16歳以上19歳未満の扶養親族について、公営住宅制度上、引き続き上乗せ控除の対象となります。

また、年齢16歳以上23歳未満の扶養親族に係る控除額について、所得税法の特定扶養親族に係る控除額と同額となるよう、20万円から25万円に引き上げられます。

(改正公営住宅法施行令の施行日は平成23年1月1日、既に入居されている方については平成23年4月からの家賃に適用されます。)

収入申告(報告)書・家賃の問い合わせ先

一般財団法人茨城県住宅管理センター 業務課

電話029(226)3603 FAX029(227)0368 担当:齊藤・鎌田



●●家賃を3ヶ月以上滞納すると「住宅明渡請求」の対象になります!●●

家賃を3ヶ月以上滞納すると、条例により「住宅明渡請求」の対象となります。

滞納家賃の支払いと建物明渡しが自主的になされないときは、茨城県が法的措置を講じます。

残念ながら、法的措置の執行は、昨年度78件、今年度は既に55件の事例があります。

ご存知のとおり、県営住宅は収入に応じ、民間に比べ低額な家賃でご入居いただいております。

家賃は納入期限を守ってお支払い下さい。

●●駐車場使用料を3ヶ月以上滞納すると駐車場が使えなくなります!●●

□1ヶ月から2ヶ月の滞納者について

・督促や訪問指導を行います。

□3ヶ月以上の滞納者について

・督促とともに電話や訪問指導を行います。

・解消されない場合、10日以内の納入期限を設けた通知書(内容証明)を送付します。

・納入期限までに納入されない場合、物理的に駐車できないよう障害物を設置します。

● このように、使用料の滞納に対しては厳正な措置をとりますので、ご注意ください。

●●県営住宅でのペット(犬・ネコ等)飼育は禁止です!●●

ペット飼育による苦情が急増

ルールを守って入居している方々からも厳しい対応を求められています。

管理センターでは、原因者(ペット飼育者)に対して、飼育をやめるよう厳しく対応するとともにペット飼育に起因する住宅の汚損・破損について飼育者に原状復帰(汚物処理、消毒費用は飼育者負担)を求めています。(条例第22条入居者の保管義務)

また、近隣からの苦情により、飼育者の行為が他人に迷惑を及ぼすと判断した場合は、条例違反として県へ法的措置を求めます。(条例第23条入居者の生活上の注意義務)

年末といえは大掃除!

1年間の汚れをすっきり落として気持ちの良い新年を迎えましょう!

◆風呂/トイレ/洗面所◆

専用洗剤で十分に汚れは取れますのでスポンジやブラシを使いましょう。
※カビは専用のカビ取り剤で、使用上の注意を守って安全に使用してください。

◆排水口◆

排水口の入り口、内部、ゴミ受カゴにまんべんなく重曹を振りかけ、少し置いてから古歯ブラシ、古スポンジでこするとキレイになります。



◆換気扇/レンジフード◆

- ・無理矢理掃除しようとする怪我をする恐れもありますので、出来る範囲で掃除をしましょう。
- ・プロペラ式の場合はプロペラをはずして、奥のルーバーの油汚れも除去すると開閉がスムーズになります。(プロペラの取り外しにはご注意ください。)
- ・清掃時に換気扇の作動に異常がないか確認して下さい。異音や不具合がある場合は、管理センターへ連絡してください。

◆窓ガラス◆

濡らした新聞紙を窓磨きを使う。
・使われているインクに汚れを浮かす力があります。
・新聞紙のザラ目が汚れをひっかけてくれ、短時間で掃除をすることが出来ます。

★地上デジタル放送について★
2011年7月24日でアナログテレビ放送は終了します。個別にアンテナ設置をしている住宅などの一部を除き、茨城県営住宅では地上デジタル放送受信対応工事を完了しています。
各ご家庭で地上デジタル放送対応の、テレビ、チューナー、チューナー内蔵録画機器を接続することで地上デジタル放送を受信することができます。お問い合わせ先⇒ 工務課 029-226-3300

冬場は空気が乾燥します! 火災 にご注意ください! 避難のしかた バルコニーからは

消火器などですぐ消火してください。ない場合、座布団などで覆いその上から水をかけて消火します。
すぐに消火できない場合は、危険ですからすぐに避難して消防署へ通報してください。

共用部分の廊下、階段、バルコニーは、非常時の避難通路となります。普段から避難通路を確認しておきましょう。
廊下や階段には通行の支障になるものを置かないよう、ご注意ください。

廊下や階段から避難できない場合、バルコニーから避難します。避難ハッチを開き、内蔵されたタラップで下階へ避難してください。避難ハッチがない場合は、隔板を蹴破り、隣戸のバルコニーから避難してください。ハッチや隔板周辺に重い物を置かないよう、ご注意ください。

●●年末・年始 休業のお知らせ●●

12月29日から翌年1月3日まで年末・年始は休業とさせていただきます。
なお、休業期間の漏水や停電等緊急を要する修繕に関しましては、当センターへお電話いただき、アナウンスに沿って、緊急対応連絡先へ連絡して下さい。
生活に支障の無い範囲の修繕につきましては1月4日以降にご連絡下さい。
皆様のご理解とご協力を頂きますよう、よろしくお祈りいたします。



安否確認のお問い合わせが増えています!

「入居者と連絡が取れない」との連絡が多数寄せられております。15日以上住宅を使用しない場合は、「使用しない届出」が必要です。また、数日間でも新聞がたまると心配になります。ご近所の方をはじめ、身内の方へのご連絡をお願いいたします。(外出の機会が多い年末年始は特にお忘れなく...)

一般財団法人茨城県住宅管理センター 電話番号 ⇒ 029-226-3355
ホームページ ⇒ <http://www.ijkc.jp>